

第 39 回全国高校選抜ローイング競技中部地区予選会 レースにあたっての審判上の注意

今大会は、（公社）日本ローイング協会競漕規則、本大会要項、以下の審判上の注意及び代表者会議での決定事項に基づきレースを運営します。

1. 健 康

各クルーは、健康管理に十分注意を払い、万全の状態で開催に臨むこと。熱中症予防のほか、感染症対策にも留意すること。体調不良を感じた場合は、速やかに最寄りの競技役員・審判員に申し出ること。

2. 事故防止と安全確保及び航行ルールの順守

（１）天候について

大会中、天候の急変等によりクルーの安全が確保できない状況や危険が生じた場合、若しくはそれが予想される場合、大会や続行中のレースを中断する場合がある。

（２）航行ルールについて

- ① 出艇時にコースを横断するときには、レースの状況を注視し、安全が確保された場合に横断を開始すること。特に 0m から 100m の間は呼ばれたクルーがスタート位置に着くためコース内に侵入し、横断するクルーと交差・接触する可能性がある。このため、出艇桟橋から練習水域へ向かうクルーは、100m から 200m の間をコースに対し直角に横断すること。
- ② 発艇 2 分前から発艇タワーに設置された黄色のパトライトを回転点灯させる。このパトライトが点灯しているときはコース横断のため競漕レーンへの侵入を行わないこと。これに違反した場合、イエローカードを与える。
- ③ 呼び込みを受けたクルーは、直ちに指定されたレーンに入ること。なお、レーン内での練習はコースを横断するクルーとの接触・衝突を避けるため禁止する。これに違反した場合、イエローカードを与える。
- ④ レース前の練習については航行規則を遵守し、周囲の安全を確認した上で行うこと。練習水域以外の場所（消波堤の外等）には行かないこと。
- ⑤ レースの着順判定に影響することから、練習水域では 900m の地点のオレンジブイで必ず折り返し、フィニッシュラインに近づかないこと。
- ⑥ 練習水域内では、900m まで進まずに途中で折り返すこともできるが、停止・艇方向の変更の際には、他の練習クルーと接触事故が起こらないよう十分注意すること。

- ⑦ 今大会は、レースコースの真横が練習水域となっている。練習水域での練習中及びレース後に湖岸側を回漕する際は、レース艇が近づいてきたら必ず 100m 手前で停止し、全レース艇が通過するのを待つこと。これに違反した場合、イエローカードを与える。
- ⑧ 練習中又は回漕中に航行ルール違反により他艇に接触・衝突したクルーにはイエローカードを与え、重大な航行ルール違反の場合にはレッドカードを与え、除外とする。

(3) 安全用具について

- ① 全てのレース艇は、艇首に直径 4cm 以上のゴム又はこれに類似の材質で、中空でない白色の「バウボール」を取り付けていること。これに違反したクルーは「失格」となる。
- ② 落水時の安全を確保するため、フットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持する全ての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式とする。
- ③ フットストレッチャーに関し、次の場合はレッドカードを与え、除外とする。
 - ア ヒールロープが無い場合（フットストレッチャーが艇内に残るタイプの場合に限る。）
 - イ ヒールロープはあるが、結んでいない場合
 - ウ ヒールロープを結んでいるが、フットストレッチャーの踵が水平位置よりも上にあがる場合
 - エ レース前はヒールロープが結ばれていたが、レース中に伸びたり切れたりしてフットストレッチャーの踵が水平位置よりも上にあがる場合

3. 各種手続き（届出）

棄権・メンバー変更・ブレード変更（不統一）の「届出」や「願」の手続きは、定められた時間までに所定の手続きにより競漕委員会へ行うこと。

4. 監視と舵手計量

- (1) 監視はメンバー構成、ユニフォーム、ヒールロープ、バウボール等を確認するため、棧橋においてレースの出漕の都度行うので、監視審判員の指示に従うこと。監視を経ずに、出漕することはできない。
- (2) 舵手の体重は、ユニフォーム及び一部装着が認められているパーソナルアイテム

を含め、男子種目 55.0kg、女子種目 50.0kg とする。これに満たない者は規定の重量に達するため、監視審判員から貸与される最大 15.0kg のデッドウエイトを乗艇する際に舵手の最も近い所に置かなければならない。この場合において、舵手は監視審判員の求めがあればデッドウエイトの重量検査等を受けなければならない。

デッドウエイトの携行を命ぜられたクルーが、当該デッドウエイトを携行せずにレースに出漕した場合、レッドカードが与えられ除外となる。

- (3) 舵手計量は、レース日毎、かつ最初に出漕するレースの2時間前から1時間前までに「アクア未来Aシャッター」内に設ける「舵手計量所」で受けること。規定時間内に計量を受けない場合は、失格となる。なお、舵手計量所における飲食は禁止する。
- (4) 同じ舵手が規定時間内で受けることができる計量（公式計量）は、1回限りとする。なお、舵手計量所の隣に設置する計量器は自由に使用することができるが、この計量器の数値を公式計量の数値とすることはない。

5. ユニフォーム及び服装

- (1) クルーは出漕に際し、統一したユニフォームを着用すること。統一したユニフォームとは「外見が全く同じもの」のことであり、色褪せ、迷彩模様・幾何学模様、個人名・イニシャル、ポジション名等の記載（刺繍等）があるものは「統一したユニフォーム」とは見なさない。また、ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下なども統一されていなければならない。
- (2) 帽子・鉢巻については、クルー内で着用する者としめない者がいても良いが、2人以上が着用する場合は統一されていなければならない。
- (3) 舵手は気候・気象上の要件又は健康上の理由により、クルー内で統一したユニフォーム及び統一された服装に加え、漕手が着用していない衣服を着用することができる。

6. 発艇定刻の厳守と発艇号令

- (1) レースに出漕するクルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置（ステイクボート）に着けること。特段の事情がない限り、遅れたクルーにはイエローカードを与える。艇の故障等で発艇定刻までに到着できない場合は、必ず最寄りの審判員に申し出て指示を受けること。ただし、申し出があってもレースは概ね1レース程度しか変更しない。
- (2) 許可なく発艇定刻に遅れ、レースに参加できなかったクルーは「DNS」となる。
- (3) 発艇定刻2分前になったら、各クルーの責任で進行方向を定め、いつでも発艇できる準備をすること。なお、風波等の影響により「クイックスタート」を用いる場合が

ある。

(4) 発艇号令は、「発艇旗」により行う。

7. レース中の留意事項

- (1) レース中に艇の故障やオールの破損等があっても救済措置は行わない。同様に、これらに伴う異議は認めないので、各クルーの責任において十分に点検等を行いレースに臨むこと。
- (2) 全てのクルーは、自己のレーン内を進行しなければならない。他のレーンへの侵害や他艇に妨害を及ぼす恐れがあるクルーに対し、主審が注意を与えることがある。この場合、主審は白旗を掲げ、当該クルー名をコールし、進むべき方向へ白旗を振り下ろす。
- (3) レース中、障害物の出現、岸や回漕レーンなどで待機するクルーに衝突するなどの危険が切迫した当該のレース艇に対し、白旗を掲げ「〇〇止まれ！」と指示し停止させることがある。
- (4) 主審が何らかの理由によりレース全体を止める場合は、「赤旗を振り」、「鐘を鳴らして」、「止まれ！」と指示する。
- (5) 主審艇は、レース状況により遅れているクルーを追い越すことがある。この場合、主審艇に追い越されたクルーは主審艇の波を被ることがあるが、このことによる異議の申し立ては受け付けない。

8. レース中の選手の落水

- (1) レース中に漕手が落水した場合、自力で速やかに乗艇し決勝戦を通過すれば着順が認められる。ただし、舵手を欠いて決勝戦を通過したクルーは失格となる。
- (2) 自力での乗艇に手間取り次のレースに支障をきたすとき又は安全上の問題があると審判が判断したときは救助する。この場合、当該クルーは「DNF」となる。

9. 指導・警告・除外とその取扱い

- (1) クルーが違反・不正行為などを行った場合は、指導や警告（違反等の内容により「注意」、「イエローカード」、「レッドカード」のいずれか。）を与える。同一ラウンド内でイエローカードが2回与えられるとレッドカード（除外）となる。審判員がイエローカード、レッドカードを与えるときは、当該色のカードを当該クルーに提示する。
- (2) (公社)日本ローイング協会競漕規則、本大会要項、審判上の注意及び代表者会議での決定事項に基づかない事柄で、審判が特に重大・重要と判断した内容のときには

「イエローカード」を与えることがある。

- (3) クルーが受けたイエローカードは、レースが終了した時点で解消するが、レース後の回漕中に受けたイエローカードは大会中の次のレースまで持ち越すものとする。
- (4) 今大会の予選においてレッドカード（除外）を受けたクルーが敗者復活戦に出漕する場合、他クルーとの公平性を期するため予選を正常な競漕速度でレースを漕了しなければならない。これに違反したクルーは、失格となることがある。

10. レースの終了後

- (1) 決勝戦を通過したクルーは、全クルーが決勝戦を通過した後に主審が旗を掲げるまでその場で待機すること。主審が「白旗を掲げた」場合は、レースの終了を示すものなので帰艇することができる。主審が「赤旗を掲げた」場合は、当該レースに疑義があったことを示すものなので、主審の指示を待つこと。
- (2) 出漕したレースに異議がある場合は、主審が旗を掲げる前に挙手して申し出ること。
- (3) 主審の決定に対して不服がある場合は、当該決定の通知後1時間以内にその所属団体の代表若しくは代理人を通じるなどで、審判の資格を有する者3名（当該決定を下した審判を除く。）で構成する不服審査委員会に対し、文書で申し立てることができる。不服審査委員会に提出する文書は、審判長に提出すること。
- (4) 異議申立てに対する不服申立てに加え、以下の事項に対する不服申立てを異議申立てを経ず不服審査委員会へ書面で行うことができる。手順等は競漕規則・細則第75条のとおりとする。なお、「当協会所定の書式」とは、不服申立ての対象となる状況の説明（レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料）と、不服の根拠となる規則・規定の条文及び所属団体代表者の署名と提出日が記載されていれば良く、用紙の種類やレイアウト等の様式は問わない。
 - ア DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティ
 - イ 他のクルーの異議申立てが認められた結果、何らかの影響を受ける場合
 - ウ 発表されたレース結果

11. 伴走の禁止

自動車・自転車等による伴走は禁止する。伴走を発見した場合、競漕委員会は当該団体に対し除外・失格を含む適切な措置を行う。

12. その他

- (1) 電子的通信装置及び許可データ

① レース中（レース用の航行ルールが適用されている全時間帯）、電氣的又は電子的な手段によるクルーと艇の外部とのいかなる方向の交信及びデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置（GPS 等）を取り付けることができる。

② レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとする。

ア タイム

イ ストローク・レート

ウ 艇速／加速度

エ 心拍数

③ 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持ち込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報が、レース後の使用の目的のためにレース中に記録されることも許可される。

④ クルーは、①、②で許可されたもの以外のデータや情報をレース中に計測、記録、保存することはできない。

⑤ 本条に違反したクルーは、失格になることがある。

（２）各クルーは、各自でバウナンバープレートを艇首に取り付けて出漕すること。